吹田市立こども発達支援センター職員倫理綱領

私たち吹田市立こども発達支援センター職員は、「子どもの権利条約」及び「障がい者の権利に関する条約」の理念を尊重し、すべての子ども達に安心できる環境が保障され、豊かな人生を実現できるよう倫理綱領を定め、支援を行います。

１　私たちは、子ども達一人一人をかけがえのない存在として大切にします。

２　私たちは、子ども達一人一人の人間としての個性、主体性、可能性を尊びます。

３　私たちは、子どもの権利に関する条約を遵守するとともに、子ども達に対するいかなる差別、
虐待、人権侵害を許さず、人としての権利を擁護します。

４　私たちは、子どもと保護者の置かれた状況や意向を受け止め、保護者とよりよい協力関係を築きながら子どもの育ちや子育てを支えます。

５　私たちは、公務員及び専門職として守秘義務を順守するとともに、子ども達、及び家族のプライバシーを守ります。

６　私たちは、子どもの個性を正しく理解、認識し、その持てる可能性を十分発揮できるよう専門性の向上と倫理の確立に向けて自己研鑽に励みます。

職員倫理綱領に基づく行動指針

吹田市立こども発達支援センターは、職員一人ひとりが組織の一員として、自らの行動に責任と自覚を確立するため、「職員倫理綱領に基づく行動指針」を定め、施設内外に示します。

吹田市立こども発達支援センターのすべての職員は、この行動指針の遵守に努めることとし、殊に管理・監督する立場にある者は、自らが模範となるよう率先して実行に努めます。

１　子ども達が安心感・安全感を通して「もっとしたい」「もう一度やりたい」という経験や達成感を増やし、自分に自信をもって前向きに人生を切り開いていける支援を大切にします。

２　日々悩み、子育てをしている保護者が安心して子育てができるよう、様々な機関と連携し支援していきます。

３　いかなる場合でも体罰は容認しません。自傷や他傷など危険回避のための行動上の制限については本人・家族への明確な説明を行います。

４　職員は、倫理の確立と専門性向上のための研修に積極的に参加するなど自己研鑽に努めます。

５　虐待防止に努め、発見した職員は必ず上司・管理者に報告します。虐待防止に関する基本的知識を習得し、日々の療育を振り返る機会を職場で持ち、未然に防ぐ取り組みをします。